



【改正のポイント】

- 警戒レベル4にあたる「避難勧告」と「避難指示」が**一本化**され、「避難勧告」は**廃止**されます。
- 今後は、これまで**避難勧告の発令されていたタイミングで避難指示が発令**されることになります。

躊躇せず早めの行動を心がけよう！

災害から「命を守る行動」は

令和3年5月20日から
 ひなんしじ
避難指示で必ず避難
 ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

| 警戒レベル | 新たな避難情報等 | これまでの避難情報等 |
|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| 5 | 緊急安全確保※1 | 災害発生情報 (発生を確認したときに発令) |
| ~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~ | | |
| 4 | 避難指示※2 | ・避難指示(緊急) ・避難勧告 |
| 3 | 高齢者等避難※3 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 |
| 2 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | 早期注意情報 (気象庁) | 早期注意情報 (気象庁) |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

5月20日「災害対策基本法」が改正され市町村が発令する避難情報が大きく変わりました！

これから台風・大雨・洪水・土砂災害など**自然災害が発生するリスクが高まります！**
 少しでも災害の危険性がある場合には市町村から「レベル4」が発令されるため、毎回災害に結びつくとは限らず「空振り」となってしまふことがあります、**避難情報**を活用して早めに「災害から命を守る行動」をとることが重要です！